

令和6年度 夏の交通事故防止運動 川崎市実施要綱

7月11日(木)から20日(土)までの10日間

目 的

夏の行楽期を迎えるこの時期は、人流や交通量が増加することに加え、解放感による悪質危険な運転などの増加が懸念されることから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

ス ロ ー ガ ン

- ◎ ぎりぎりの 時間と車間が 事故を呼ぶ
- ◎ かわさは 安全・安心 まもるまち

運 動 の 重 点

- (1) 安全運転意識の向上
- (2) 妨害運転・飲酒運転の根絶
- (3) こどもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保



川崎市交通安全対策協議会

運動の進め方

川崎市交通安全対策協議会は、構成する関係機関・団体との連携を密にして、この運動の目的や重点を踏まえつつ、市民総ぐるみで運動を展開します。

～ 構成機関・団体の共通推進事項 ～

- 「運動の重点に関する主な推進事項」に基づき、地域などの実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 関係機関・団体の職員などに、運動の周知を図ります。
- 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼びかける記事などの掲載に努めます。

運動の重点に関する主な推進事項

1 安全運転意識の向上

- ★ 運転者に対し、歩行者などの保護意識の徹底を始め、安全に運転しようとする意識と態度を向上させるための交通安全教育や広報啓発の推進
- ★ 二輪運転者に対する二輪車の特性周知やヘルメットの正しい着用とプロテクター着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- ★ 自転車交通ルールの遵守と交通マナーの向上
- ★ 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知



2 妨害運転・飲酒運転の根絶

- ★ 妨害運転（あおり運転など）の悪質性と危険性を周知するための広報啓発の推進
- ★ 「飲酒運転は絶対しない・させない・許さない、そして見逃さない」という規範意識の醸成
- ★ ハンドルキーパー運動の促進



3 こどもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保

- ★ こどもが日常的に移動する経路や公園周辺における見守り活動の推進
- ★ 神奈川歩行者安全五則の周知
- ★ こどもや高齢者の交通事故の特性・特徴を踏まえた参加体験型交通安全教育の推進
- ★ 反射材の着用促進



各季の運動の取組事項

【家庭では】

- ☆ 交通安全運動の機会に、家族で交通事故防止や交通ルールについて話し合いましょう。
- ☆ 関係機関・団体が開催する安全運転講習会等へ積極的に参加しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットを着用し、自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。
- ☆ 夜間外出するときは、明るい衣服を着用し反射材用品を活用しましょう。
- ☆ 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しましょう。
- ☆ 飲酒運転は「しない・させない」を徹底しましょう。



【学校等では】

- ☆ 教職員の交通安全教育に関する指導力の向上を図るため、各種研修会を開催しましょう。
- ☆ 幼児・児童・生徒に対する適切な交通安全指導を実施しましょう。
- ☆ 神奈川県学校交通安全教育推進会議での「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、教育活動全体を通して交通安全教育を推進しましょう。
- ☆ 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を推進しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入に関する指導を実施しましょう。

【職場では】

- ☆ 交通安全教育や講習会を開催するとともに、参加を促しましょう。
- ☆ 後部座席を含む全ての座席でシートベルト・チャイルドシートの正しい着用を推進しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入に関する指導を実施しましょう。
- ☆ 飲酒運転または飲酒運転を助長することのない職場環境を確立するとともに、飲酒運転は「しない・させない・ゆるさない」についてあらゆる機会を通じて指導を実施しましょう。

【地域では】

- ☆ 地域ごとに「交通安全ヒヤリ地図」等を作成して地域内の交通危険箇所を共有し、子どもや高齢者に注意を促しましょう。
- ☆ 自転車乗車用ヘルメットの着用と自転車損害賠償責任保険等の加入を地域全体で促しましょう。

- ☆ 飲酒運転追放を呼びかける等、飲酒運転根絶の環境づくりに努めましょう。
- ☆ 酒類販売業者・飲食店と協力してハンドルキーパー運動の輪を広げる等地域ぐるみで飲酒運転根絶に取り組みましょう。

市からのお知らせ

一定の要件を満たした電動キックボードなどの利用について

性能上の最高速度が自転車と同程度であるなどの一定の要件を満たす電動キックボードなどは、特定小型原動機付自転車として公道を免許なしで通行可能（16歳以上）ですが、車体の基準に細かい規定があるので、十分に確認し、交通ルール・マナーを守って正しく乗りましょう。

	特定小型原動機付自転車	
		特例特定小型原動機付自転車
最高速度表示灯	緑色：点灯	緑色：点滅
最高速度	20km/h以下	6km/h以下
定格出力	0.60kw以下	
長さ	190cm以下	
幅	60cm以下	
運転免許	不要（16歳未満は運転禁止）	
ヘルメット	着用努力義務	
自賠責保険	義務	



詳しい交通ルール等はこちら！
（警察庁HP）



神 奈 川 歩 行 者 安 全 五 則

～歩行者もルール・マナーを守りましょう～

1 横断する意思を明確にする！

横断歩道では、手を上げるなどをして運転者に対し、横断する意思を明確に伝えましょう。

2 横断歩道を渡る！

横断歩道外の横断や車両の直前直後の横断など、無理な横断はやめ、横断歩道を渡りましょう。

3 歩きスマホはしない！

歩行中は、わき見の原因となるスマホなどを注視することがないようにしましょう。

4 危険な踏切横断はしない！

踏切は、警報機が鳴ったら渡らない。遮断機を跨がない、くぐらないことを徹底しましょう。

5 反射材を身に着ける！

薄暮や夜間には、光の反射で存在を示すことができる反射材を身に着けましょう。

川崎市交通安全対策協議会

事務局：川崎市 市民文化局 市民生活部 地域安全推進課

電話：044-200-2266

FAX：044-200-3869

E-mail: 25tiiki@city.kawasaki.jp